

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第 10 回

熊野町農業委員会

令和元年度第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年3月23日(月) 午前11時10分

2. 開催場所 役場3階 302, 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓	治徳
委員	世良	正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	福嶋	春樹
書記	内田	直人

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐	木下	祐弘
都市整備課 主査	諏訪本	壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は 10 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第 10 回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。4 番橋川委員、5 番菅尾委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第 1、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としますが、〇〇委員、自己の案件となります。〇〇委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事に参与することが出来ませんので、一時退室をお願いいたします。</p>
議場	(〇〇委員退室)
議長	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 31 号の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>場所については、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇を南に抜け約 300m 進んだ畑の 2 筆となります。申請地は、譲受人の方の家の目の前にあり、経営拡大をする上で非常に好立地ということで、譲渡人の方から購入し、所有権移転をすることになりました。今後は、野菜等を耕作される予定となっております。譲受人の方はこれまでも、約 5,500 m²の農地を耕作しており、農機具等の所有状況等を含め十分な環境が整っております。農地法第 3 条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。〇〇委員お願いします。
〇〇委員	<p>3 月 16 日に事務局と現地を確認してきました。場所は先ほど事務局が説明した通りで、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇の境の農地となっています。現在の畑は数種類の作物を耕作されておられます。なんととっても、道路に面しており非常に立地が良い場所だと思います。また、譲受人の方の家の目</p>

	の前という事でこれだと荒廃地となる可能性も少ないだろうというふうに感じました。非常に良い案件であろうと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。ここで、〇〇委員の入室を許可します。
議場	(〇〇委員入室)
議長	次に、日程第 2、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 32 号の農地法第 5 条の許可申請について、ご説明いたします。 場所については、番号①、②ともに、先ほど現地確認をして頂きました〇〇〇地区の〇〇〇付近となります。 番号①については、〇〇〇〇〇〇〇の工事に伴い、譲受人となる施工業者が、資材置場として購入されます。譲受人としても、現在休耕地であり、今後も耕作の予定がないことから同意をされたそうです。 続いて番号②ですが、〇〇〇〇〇〇〇のための転用となります。これまで、県や町と各種法令に基づき協議を進めてきており、概ね協議が整ってきたため、農地転用許可申請をされております。この度は、3,000 m ² を超えることから、農業委員会で審議した後に、広島県農業会議に諮問し、問題なければ許可となります。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ただいまの説明に関連した、農地利用最適化推進委員の調査結果報告は先ほど委員の皆さんで現地確認を行いましたので、省略したいと思います。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)

議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 3、議案第 33 号「農地改良届について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 33 号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区の〇〇〇となります。当該地は、現在休耕田となっておりますが、今後は畑として耕作するため、周辺地と高さを揃え耕作を行いやすいようにしたいとのことです。この申請に必要な書面は具備されており、適法な申請であると認められるものと思われます。事務局からの説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しましても、先ほど現地調査を行っておりますので、農地利用最適化推進委員の調査結果報告については、省略したいと思います。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 33 号「農地改良届について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 33 号「農地改良届について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 34 号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 34 号、非農地証明申請について説明いたします。</p> <p>この審議の内容は、非農地証明申請書が提出されたことによるものでございます。具体的な場所としましては、〇〇地区の〇〇〇〇付近とな</p>

	<p>ります。現地確認時に撮影した写真がありますのでご確認ください。当該地へは、里道を歩いて行くことしかできませんが、比較的道幅も広く農器具の搬入も行いやすい場所ではあります。また、農業用倉庫も設置し、イノシン対策をしておられるような状況も見受けられ、これまで几帳面に管理されていることが伺える状況でしたが、所有者の方が体調を崩され、耕作放棄地となったそうです。その後、所有者の方が亡くなられ、昨年になり、耕作してくれる方を探されたようですが、平成 30 年 7 月豪雨災害により、一部が崩落しており、復旧工事をしなければ田としての利用は出来ないということで耕作を諦められ、今後農地としての管理は困難であることから、非農地申請をされたということです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。〇〇委員お願いします。</p>
〇〇委員	<p>3月13日に事務局と現地に行ってきました。</p> <p>場所は事務局が説明した通りで、谷の底のような場所で、この場所でよく農業をやったのだと思います。やっちゃった、〇〇〇〇さんをわしも知っとるんですが、熱心に農業をやっちゃったです。平成 24 年に体調を崩されて辞められてから耕作放棄地になっちゃったようで、亡くなられた後に、奥さんも、やってくれる人を探しちゃったみたいなんです、昨年の 10 月に現状から農地の復旧は困難という事で断られちゃったということで、農地としての利用は諦めちゃったようです。災害で大きく崩れちよるようですし仕方ないのかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
〇委員	<p>非農地として認められたら具体的にはどういったことになるんかの。</p>
事務局	<p>農地ではないということで、農地台帳から削除されます。農地法の適用を受けなくなるということで、売買や、転用といった行為に対し農業委員会の許可が不要となります。</p>
〇〇委員	<p>農地でなくなったということは、固定資産税が高くなるのかの。</p>
事務局	<p>課税の評価する際の地目については、雑種地という判定となれば高くなる場合が多く、原野や山林として判定された場合はあまり変わらない傾向</p>

	にあるのかなとは思いますが。地目の判定に関しては、税務課の方で、基準に基づいて行うこととなりますので、農業委員会としてA判定と判断した農地であっても、耕作をしていない以上、税務課は農地として判定はしないといったことはあるかと思えます。
○委員	非農地の判断っていうのは難しいね。
事務局	非農地判定については慎重にしていきたいと思えます。今回は、谷底に立地し、耕作を辞められて7年以上放置されていた所に、災害で法面が崩落しており、復旧には、相応の費用が必要になると見込まれることや、耕作をして頂ける方を探したものの、先ほど申した状況を理由に断られていたことなどを総合的に勘案し、非農地として判断をしました。耕作をしていない農地を安易に非農地としないように事務局としても十分に現地を確認して判断していきたいと思えます。
○委員	許可申請が手間だからといって非農地として扱って欲しいということにならないようにしないといけないね。
議長	他に質問はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第34号「非農地証明申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第34号「非農地証明申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第5 報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第6 報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第5 報告第13号 日程第6 報告第14号 説明)
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 ここで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)

議長	<p>次回の農業委員会は、4月20日（月）午前9時から開催予定です。 議案については4月10日以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和元年度第10回熊野町農業委員会を閉会します。</p>
	<p>上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p>